



# 鳥取県公報

平成14年12月25日(水)  
号外第177号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(29)(給与課).....	1
	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(30)( ).....	2
	農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(31)( ).....	3
	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(32)( ).....	9

## 人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第29号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者(委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を<u>すみやかに所属長を経由して</u>任命権者(委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の<u>一に</u>該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に所属長が受理した改正前の通勤手当の支給に関する規則第3条に規定する通勤届の任命権者への送付については、なお従前の例による。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第30号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
1 年 以 上 2 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
2 年 以 上 3 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
3 年 以 上 4 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
4 年 以 上 5 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
5 年 以 上 6 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
6 年 以 上 7 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	49,000
7 年 以 上 8 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	47,200
8 年 以 上 9 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	45,400
9 年 以 上 10 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	43,600
10 年 以 上 11 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	41,800
11 年 以 上 12 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	40,000
12 年 以 上 13 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	38,200
13 年 以 上 14 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	36,400
14 年 以 上 15 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	35,000
15 年 以 上 16 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	33,600
16 年 以 上 17 年 未 満	307,000	268,300	215,800	158,800	100,000	32,200
17 年 以 上 18 年 未 満	302,600	264,300	212,500	156,200	98,400	30,800
18 年 以 上 19 年 未 満	298,200	260,300	209,200	153,600	96,800	29,400
19 年 以 上 20 年 未 満	293,800	256,300	205,900	151,000	95,200	28,000
20 年 以 上 21 年 未 満	289,400	252,300	202,600	148,400	93,600	26,600
21 年 以 上 22 年 未 満	277,200	242,100	195,200	142,700	90,200	26,000
22 年 以 上 23 年 未 満	264,700	231,800	187,500	137,100	86,400	25,300
23 年 以 上 24 年 未 満	252,600	221,800	180,300	131,400	83,000	24,400
24 年 以 上 25 年 未 満	240,300	211,500	172,600	126,000	79,300	23,600

25年以上26年未満	228,000	201,300	165,200	120,400	75,900	23,000
26年以上27年未満	212,600	187,400	153,900	112,400	70,900	22,300
27年以上28年未満	197,500	173,700	143,100	104,400	66,300	21,700
28年以上29年未満	182,200	160,000	132,000	96,400	61,700	21,000
29年以上30年未満	166,800	146,100	120,800	88,400	56,700	20,600
30年以上31年未満	149,100	130,900	108,900	79,700	51,900	20,200
31年以上32年未満	131,400	115,600	96,900	71,200	46,800	19,400
32年以上33年未満	113,900	100,600	85,200	62,400	42,100	18,600
33年以上34年未満	83,200	75,600	65,600	49,500	33,900	17,700
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第31号

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給対象） 第2条 条例第11条の7第1項の農業、林業若しくは水産業又は農村生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p>	<p>（支給対象） 第2条 条例第11条の7第1項の農業、林業、<u>水産業、</u>蚕業若しくは開拓営農又は農民生活に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p>

(1) 農業又は農村生活関係 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の2第5項に規定する事務を職務とする改良普及員

(2) 略

(3) 水産業関係 水産業を行い、又はこれに従事する者に接して、水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員(以下「水産業改良普及員」という。)であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 農林水産大臣の定めるところにより県が行う水産業普及員資格試験に合格した者(当該試験に相当すると知事が認める試験に合格した者を含む。)

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2の大学を除く。)又は独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校若しくは旧農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校(以下この号において「水産大学校」という。)において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者(次条第3号イにおいて「卒業生」という。)であって、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは社団法人日本栽培漁業協会又は学校教育法による大学若しくは高等学校、水産大学校若しくは財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校若しくは北海道漁業協同組合学校(次条第3号イにおいて「試験研究機関等」という。)において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近8年のうち6年以上に達するもの

(1) 農業又は農民生活関係 農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の2第5項に規定する事務を職務とする改良普及員

(2) 略

(3) 水産業関係 水産業を行い、又はこれに従事する者に接して、水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員(以下「水産業改良普及員」という。)であって水産庁長官の定めるところにより都道府県が行う資格試験に合格したものの

(4) 蚕業関係 蚕業を行い、又はこれに従事する者に接して、蚕業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員(以下「蚕業改良指導員」という。)であって次のアからエまでのいずれかに該当するもの

ア 農林水産大臣の定めるところにより都道府県が行う資格試験に合格した者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する大学を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において蚕業又は農業に関する正規の課程を修めて

卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは財団法人日本蚕糸会蚕糸科学研究所若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第1に掲げる教育機関において蚕業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは蚕業改良指導員として蚕業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近8年のうち6年以上に達するもの

ウ 昭和39年7月11日に現に蚕業改良指導員であつて、学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校若しくは別表第2に掲げる教育機関において蚕業若しくは農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は別表第3に掲げる検定に合格した者で、国、地方公共団体若しくは別表第4に掲げる団体において蚕業に関する技術についての普及若しくは指導奨励に従事した期間又はその期間と国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは財団法人日本蚕糸会蚕糸科学研究所若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第1に掲げる教育機関において蚕業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間とを通算した期間が、最近7年のうち5年以上に達するもの

エ 昭和39年7月11日に現に蚕業改良指導員であつてウの職務に従事した期間が、最近10年のうち8年以上に達するもの

(5) 開拓関係 開拓営農を行い又はこれに従事する者に接して、開拓営農に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員（以下「開拓営農指導員」という。）であつて次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 都道府県が条例の定めるところにより行う農業改良助長法に基づく改良普及員資格試験に合格した者

イ 学校教育法による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。）又は旧大学令による大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別表第5に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは高等学校若しくは別表第6に掲げる教育機関において農業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは第1号に規定する者若しくは開拓営農指導員として普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近8年のうち6年以上に達するもの

第3条 条例第11条の7第1項の試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農村生活に関す

第3条 条例第11条の7第1項の試験研究機関と密接な連絡を保ち、農業、林業、水産業又は農民生活に関す

る専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農村生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 農業又は農村生活関係 農業改良助長法第14条の2第2項又は第3項に規定する事務を職務とする専門技術員
- (2) 略
- (3) 水産業関係 試験研究機関と密接な連絡を保ち、水産業に関する専門の事項について、調査研究を行うとともに水産業改良普及員を指導することを職務とする職員（以下「水産業専門技術員」という。）であって次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 農林水産大臣が行う水産業専門技術員資格試験に合格したもの

イ 卒業者であって、試験研究機関等（学校教育法による高等学校を除く。）において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

る専門の事項について調査研究を行い、及び農業、林業、水産業又は農民生活に係る普及員を指導することを職務とする職員で人事委員会が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 農業又は農民生活関係 農業改良助長法第14条の2第2項に規定する事務を職務とする専門技術員
- (2) 略
- (3) 水産業関係 試験研究機関と密接な連絡を保ち、水産業に関する専門の事項について、調査研究を行うとともに水産業改良普及員を指導することを職務とする職員（以下「水産業専門技術員」という。）であって次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア 学校教育法による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。）、旧大学令による大学、農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）による水産大学校又は旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所において水産業、生物、機械、電気、機関又は電気通信に関する正規の課程を修めて卒業した者（水産講習所を卒業した者であっては昭和26年度以前に卒業した者を除く。）で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは別表第7に掲げる試験研究機関若しくは学校教育法による大学若しくは別表第8に掲げる教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業専門技術員若しくは水産業改良普及員として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの

イ 旧専門学校令による専門学校又は旧水産庁設置法若しくは旧水産講習所官制（昭和4年勅令第22号）に基づく水産講習所において水産業、生物、機械、電気、機関又は電気通信に関する正規の課程を修めて卒業した者（水産講習所を卒業した者であっては昭和27年度以降に卒業した者を除く。）で、アの職務に従事した期間が、最近18年のうち15年以上に達するもの

ウ 昭和39年7月11日に現に水産業専門技術員であって、船舶職員法（昭和26年法律第149号）に定める乙種2等機関士、電波法（昭和25年法律第131号）に定める第3級無線通信士若しくは第2級無線技術士若しくは電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める主任技術者で第3種電気主任技術者免状に係るもの若しくはこれらより上級の資格を必要

(支給の基準)

第4条 条例第11条の7の人事委員会が定める場合は、月の初日から末日までの間において、次に掲げる日に該当しない日(以下「勤務を要する日」という。)のうち、第2条各号又は前条各号に規定する事務に従事している日及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1に満たない場合とする。

とする業務に従事した期間若しくはアの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近16年のうち13年以上に達するもの

(支給の基準)

第4条 条例第11条の7の人事委員会が定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 月の初日から末日までの間において次に掲げる日に該当しない日(以下この号において「勤務を要する日」という。)のうち、出張(巡回指導のためのものを除く。)をしている日、研修を受けている日及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号)第15条の表第1号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇以外の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1を超える場合

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)第3条第1項に規定する週休日

イ 条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日

(2) 他の職を兼ねている場合で次のアからキまでのいずれにも該当しないとき

ア 前条各号に掲げる者が、農業、林業又は水産業に関する試験研究機関の研究職員の職(検査、鑑定又は基礎的研究を担当する職員を除く。)を兼ねる場合

イ 前条第1号又は第2号に掲げる者が、これらの者をもって構成する組織の長を兼ねる場合

ウ 第2条各号に掲げる者が、これらの者をもって構成する組織の長を兼ねる場合

エ 第2条第1号又は第4号に掲げる者が、それぞれの本務の遂行に必要な限度において農業、蚕業又は農民生活に関する普及指導を主たる目的とする機関以外の地方機関で、農業、蚕業又は農民生活に関する普及指導業務を行なうものの当該業務に従事する職員の職を兼ねる場合

オ 前条第1号に掲げる者が、農業大学の講師の職を兼ねる場合

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)第3条第1項に規定する週休日
- (2) 条例第12条に規定する祝日法による休日等及び年未年始の休日等並びに条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日

カ 前条各号に掲げる者が、農業、林業又は水産業を行ない、又はこれらに従事する者を対象とし、農業、林業又は水産業に関する講習会の講師となる場合

キ 第2条各号又は前条各号に掲げる者が、それぞれの本務の遂行に密接な関連を有する審議会等の委員その他の非常勤の職を兼ねる場合

別表第1

- (1) 都道府県立蚕業講習所
- (2) 都道府県立蚕業技術員養成所
- (3) 都道府県立農業講習所

別表第2

- (1) 都道府県立蚕業講習所
- (2) 都道府県立蚕業技術員養成所
- (3) 都道府県立農業講習所
- (4) 学校教育法による大学の別科
- (5) 旧専門学校令による専門学校の養蚕実科又は蚕業別科

別表第3

- (1) 専門学校卒業検定規程(昭和18年文部省令第46号)による蚕業又は農業に関する学科目の検定
- (2) 旧実業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)による蚕業又は農業に関する学科目の検定

別表第4

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (2) 農業委員会法(昭和26年法律第88号)による市町村農業委員会及び都道府県農業委員会
- (3) 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による農業共済組合及び農業共済組合連合会

別表第5

- (1) 財団法人日本農業研究所
- (2) 財団法人肥料研究所
- (3) 財団法人大原農業研究所
- (4) 財団法人木原生物学研究所
- (5) 株式会社科学研究所

別表第6



- ( 1 ) 都道府県立農業講習所
- ( 2 ) 財団法人農民教育協会鯉淵学園
- ( 3 ) 埼玉県立興農研修所
- ( 4 ) 都道府県立経営伝習農場（開拓普及農場を含む。）
- ( 5 ) 財団法人農村更生協会八ヶ岳経営伝習農場
- ( 6 ) 財団法人日本高等国民学校
- ( 7 ) 県立酪農講習所
- ( 8 ) 財団法人日本酪農講習所
- ( 9 ) 宮城県立農事講習所

別表第 7

- ( 1 ) 旧財団法人水産研究会
- ( 2 ) 社団法人瀬戸内海栽培漁業協会

別表第 8

- ( 1 ) 財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校
- ( 2 ) 旧北海道立水産技術講習所
- ( 3 ) 北海道立漁業協同組合学校
- ( 4 ) 長崎県立協同組合学校水産科

附 則

この規則は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第32号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>( 特地勤務手当の月額 )</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額（その日が平成14年 8 月 1 日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年鳥取県条例第72号）第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の条例（次条第 2 項において「平成14年改正後条例」という。）の規定によるものとした場合の給料及</p>	<p>( 特地勤務手当の月額 )</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額とする。</p>

び扶養手当の月額)の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(1)~(3) 略

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日)に受けていた給料及び扶養手当の月額(当該異動又は公署の移転の日が平成14年8月1日から同年12月31日までの間にある職員にあっては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成14年改正後条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

(1)~(3) 略

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 略

2 条例第11条の9第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。))には、その日前の人事委員会が定める日)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

略

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。